

議案第 2 号

瑞穂市教育委員会専門委員設置規則の制定について

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

「瑞穂市子どもの権利条例」の制定に向けて、瑞穂市子どもの権利条例制定検討委員会における、専門的な調査結果、意見を聴取するための専門委員を選任するため。

瑞穂市教育委員会専門委員設置規則

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条及び瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）第2条第1項第1号の規定により、教育委員会に専門委員を置く。

（名称、担当事務、定数等）

第2条 専門委員の名称、担当する事務、定数等については、別表のとおりとする。

（身分）

第3条 専門委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に定める特別職の非常勤嘱託員とする。

（勤務条件）

第4条 勤務条件は、次のとおりとする。

- （1）専門委員の報酬等については、別に定める。
- （2）専門委員の勤務場所は、教育長が指示する場所その他執務に必要な場所とする。
- （3）専門委員の勤務は、非常勤とし、必要に応じて随時勤務するものとする。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

名 称	担 当 事 務	定 数	所 管 担 当 課
子どもの権利条例 専門委員	子どもの権利条例 制定における調 査、研究に関する こと。	若干名	学校教育課

議案第 3 号

瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

政令の改正、県による職員手当の見直し等を受け、学校の管理運営に関する事項を整備する必要があるため規則を改正するもの。

瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

瑞穂市立小中学校管理規則（平成１５年瑞穂市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

目次中「学校評議員会等」を「学校評議員」に改める。

第４条の２第２項第７号中「校長が」を「家庭及び地域における体験的な学習活動のための休業日等、校長が」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（土曜授業）

第４条の３ 前条第２項の規定にかかわらず、施行規則第６１条ただし書の規定により、教育委員 が必要と認める土曜日に授業を行うものとする。

第１５条第１項中「生徒指導主事」の次に「、特別支援教育コーディネーター」を加え、同条第１０項を同条第１１項とし、同条第９項中「第７項ただし書」を「第８項ただし書」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「から」の次に「、特別支援教育コーディネーターは、当該学校の教頭、教諭又は養護教諭のうちから」を加え、同項を同条第９項とし、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項の次に次の１項を加える。

７ 特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の推進に関する事項において連絡調整、指導及び助言に当たる。

第１６条第３項中「前条第７項ただし書」を「前条第８項ただし書」に改める。

第１６条の２第３項中「第１５条第７項ただし書」を「第１５条第８項ただし書」に改める。

第３７条第２項中「学校教育法第３５条第１項」の次に「（昭和２２年法律第２６号）」を加える。

「第１０章 学校評議員会等」を「第１０章 学校評議員」に改める。

第３８条の見出しを「学校評議員」に改め、同条第１項中「効果的な学校運営」を「一層開かれた学校づくり」に、「学校評議員会を設置しなければならない」を「学校評議員（以下「評議員」という。）を置くことができる」に改め、同条第２項を次のように改める。評議員は、当該学校職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから校長が委嘱し、教育委員会へ報告する。

第 3 9 条を次のように改める。

第 3 9 条 削除

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市立小中学校管理規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行
目次 第10章 学校評議員____（第38条・第39条） （学期及び休業日） 第4条の2 略 2 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>家庭及び地域における体験的な学習活動のための休業日等</u>、校長が特に必要と認めて指定する日 3・4 略 <u>（土曜授業）</u> <u>第4条の3 学校教育法施行規則第61条ただし書の規定により、教育委員会が必要と認める土曜日に授業を行うものとする。</u> （教務主任等） 第15条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、<u>特別支援教育コーディネーター</u>、<u>司書教諭及び栄養教諭</u>を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらの主任を置かないことができる。 2～6 略	目次 第10章 学校評議員会等（第38条・第39条） （学期及び休業日） 第4条の2 略 2 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、_____ _____校長が特に必要と認めて指定する日 3・4 略 （教務主任等） 第15条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、_____ _____司書教諭及び栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらの主任を置かないことができる。 2～6 略

7 特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の推進に関する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

8 略

9 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから、特別支援教育コーディネーターは、当該学校の教頭、教諭又は養護教諭のうちから、校長が命じる。この場合において、前項ただし書の規定は、これに準用する。

10 司書教諭は、当該学校の教諭のうち学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第2項により校長が命じる。この場合において、第8項ただし書の規定は、これに準用する。

11 略
(進路指導主事)

第16条 略

2 略

3 前条第8項ただし書の規定は、進路指導主事の発令について準用する。

(事務主任)

第16条の2 略

2 略

3 事務主任は、当該学校の事務職員のうちから校長が命じる。この場合において、第15条第8項ただし書の規定は、これに準用する。

7 略

8 保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭のうちから_____校長が命じる。この場合において、前項ただし書の規定は、これに準用する。

9 司書教諭は、当該学校の教諭のうち学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第2項により校長が命じる。この場合において、第7項ただし書の規定は、これに準用する。

10 略
(進路指導主事)

第16条 略

2 略

3 前条第7項ただし書の規定は、進路指導主事の発令について準用する。

(事務主任)

第16条の2 略

2 略

3 事務主任は、当該学校の事務職員のうちから校長が命じる。この場合において、第15条第7項ただし書の規定は、これに準用する。

(問題行動の報告及び出席停止)

第37条 略

2 校長は、前項の問題行動に係る児童生徒のうち、学校教育法第35条第1項(昭和22年法律第26号)(同法第49条において準用する場合を含む。)に該当するものと判断する場合には、当該児童生徒の出席停止について出席停止に関する意見具申書(様式第15号)により意見の具申をしなければならない。

3～6 略

第10章 学校評議員_____

(学校評議員_____)

第38条 校長は、一層開かれた学校づくり_____を推進するために、諮問機関として学校評議員__を置くことができる_____。

2 学校評議員は、当該学校職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長が委嘱し、教育委員会へ報告する。_____

3～6 略

第39条 削除

(問題行動の報告及び出席停止)

第37条 略

2 校長は、前項の問題行動に係る児童生徒のうち、学校教育法第35条第1項_____ (同法第49条において準用する場合を含む。)に該当するものと判断する場合には、当該児童生徒の出席停止について出席停止に関する意見具申書(様式第15号)により意見の具申をしなければならない。

3～6 略

第10章 学校評議員会等

(学校評議員会の設置等)

第38条 校長は、_____ 効果的な学校運営を推進するために、諮問機関として学校評議員会を設置しなければならない。

2 学校評議員会の運営については、瑞穂市学校評議員会運営要綱(平成19年瑞穂市教育委員会告示第5号)の定めるところにより、適正に運営しなければならない。

3～6 略

(教育懇談会の設置)

第39条 中学校の校長は、校区内の児童生徒の健全育成を推進するため、校区内の小学校の校長と協力して、教育懇談会を設置しなければならない。

2 教育懇談会委員は、当該中学校区内に在住する児童生徒の保護者及び住民等から選任し、当該中学校の校長が委嘱する。

3 中学校の校長は、教育懇談会委員を委嘱したときは、教育委員会に報告しなければならない。

議案第 4 号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

市立穂積保育所が瑞穂市公私連携保育所型認定こども園として民間事業者による運営となるため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育所条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表穂積保育所の項を削る。

附 則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（保育所の認可定員）		（保育所の認可定員）	
第2条 条例第2条に定める保育所の認可定員は、次のとおりとする。		第2条 条例第2条に定める保育所の認可定員は、次のとおりとする。	
名称	定員（人）	名称	定員（人）
本田第1保育所	150	本田第1保育所	150
本田第2保育所	150	本田第2保育所	150
別府保育所	280	別府保育所	280
		<u>穂積保育所</u>	<u>90</u>
牛牧第1保育所	120	牛牧第1保育所	120
牛牧第2保育所	220	牛牧第2保育所	220
西保育・教育センター	145	西保育・教育センター	145
中保育・教育センター	140	中保育・教育センター	140
南保育・教育センター	240	南保育・教育センター	240

議案第 5 号

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
について

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を
別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

生津小校区及び本田小校区放課後児童クラブの利用定員数の変更並びに瑞穂
市放課後児童クラブ利用申込書等の様式変更をするため、瑞穂市教育委員会規
則の改正を行うもの。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則
瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成２２年瑞穂市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表生津小校区放課後児童クラブの項中「６０」を「６５」に改め、
同表本田小校区放課後児童クラブの項中「７０」を「７５」に改める。

第７条第１項中「瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書（様式第１号）」を「
瑞穂市放課後児童クラブ利用申込兼延長保育利用申込書（様式第１号）」に改
め、同条第２項中「瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書（様式
第３号）」を「瑞穂市放課後児童クラブ利用兼延長保育利用承諾（不承諾）通
知書（様式第３号）」に改め、同条第３項及び第４項を次のように改める。

３ 前項に規定する利用の承諾を受けた児童の保護者等は、承諾を受けた内容
について変更が生じたときは、瑞穂市放課後児童クラブ利用変更申込兼延長
保育利用変更申込書（様式第３号の２）により教育委員会に申込みを行うも
のとする。

４ 教育委員会は、前項の規定による利用変更の申込みがあった場合は、利用
の可否を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ利用変更兼延長保育利用変更承諾
（不承諾）通知書（様式第３号の３）により申込者に通知するものとする。

第７条第５項中「又は」を「及び」に、「瑞穂市放課後児童クラブ保育料決
定（変更）兼納入通知書（様式第３号の５）」を「瑞穂市放課後児童クラブ保
育料決定（変更）兼納入通知書（様式第３号の４）」に改める。

第１１条第１項中「瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書（様式第７号）」
を「瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書（様式第７号）」
に改め、同条第２項を削る。

様式第１号を次のように改める。

(裏)

● 利用児童の家庭の状況（ 年4月1日時点）

※母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかた又は市民税が非課税のかたは、その旨を備考欄に記入してください。

利用児童の世帯員（利用児童を除く）	フリガナ	利用児童との続柄	性別	勤務先 (就学先)	学年 (.4/1 時点)	備考
	氏 名					
			男 ・ 女			
			男 ・ 女			
			男 ・ 女			
			男 ・ 女			
		男 ・ 女				
		男 ・ 女				

利用児童の様子 (記入内容は利用の優先 順位に影響しません)	アレルギーの有無	無・有 → アレルゲン【 (有と答えたかた → エピペンの処方 無・有)	身体障がい者手帳の有無	無・有
	発達障がいや 自閉症など	無・有・疑い 【	療育手帳の有無	無・有

●お迎えについて

主に送迎する かたの氏名		続柄	お迎え時刻	時	分頃

● その他

放課後児童クラブで生活する上で配慮が必要な事項がありましたら記入してください。

※既往症、性格・行動など

様式第 3 号から様式第 3 号の 3 までを次のように改める。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用兼延長保育利用承諾(不承諾)通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用及び延長保育の利用について、下記のとおり 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用	承 諾 ・ 不承諾	
備考		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年度瑞穂市放課後児童クラブ 利用変更申込 兼 延長保育利用変更申込書

瑞穂市教育委員会 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を変更させたく申し込みます。

● 申請者

変更申込日 年 月 日

住所
〒

保護者氏名
印

● 利用児童について

フリガナ		性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名		男・女	年 月 日生	____ 小学校 ____ 年生 (____ 年 月 日時点)

● 利用期間及び利用時間について（該当する欄に○×を記入）

期間	() 平日利用 (____ 月から利用・中止) () 長期休業期間のみ	利用 (○か×を記入)	延長保育			備 考
			延長なし 8時30分～ 18時00分	午前延長 7時30分～ 8時30分	午後延長 18時00分～ 19時00分	
学年始休業期間	4 月 日 ～ 4 月 日					
4 月	4 月 日 ～ 4 月 日					
5 月	5 月 日 ～ 5 月 日					
6 月	6 月 日 ～ 6 月 日					
7 月	7 月 日 ～ 7 月 日					
夏季休業期間	7 月 日 ～ 8 月 日					
9 月	9 月 日 ～ 9 月 日					
10 月	10 月 日 ～ 10 月 日					
11 月	11 月 日 ～ 11 月 日					
12 月	12 月 日 ～ 12 月 日					
冬季休業期間	12 月 日 ～ 1 月 日					
1 月	1 月 日 ～ 1 月 日					
2 月	2 月 日 ～ 2 月 日					
3 月	3 月 日 ～ 3 月 日					
学年末休業期間	3 月 日 ～ 3 月 日					

土曜利用 (平日利用の方のみ)		利用	延長なし	午前延長	午後延長
--------------------	--	----	------	------	------

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



瑞穂市放課後児童クラブ利用変更兼延長保育利用変更承諾(不承諾)通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用変更及び延長保育の利用変更について、下記のとおり 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日	«	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用	承 諾	・ 不承諾
備考		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号の 4 を削り、様式第 3 号の 5 を様式第 3 号の 4 とし、様式第 7 号及び様式第 8 号を次のように改める。

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名

電話番号（ ） —

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名	(小学校 年生)
生年月日	年 月 日生
クラブ名	小校区放課後児童クラブ
利用中止日 ・ 利用中止期間	() 平日利用 年 月 日以降中止 () 長期休業期間 学年始・夏期・冬期・学年末 以降全て中止
利用中止理由	
備考	

様式第 8 号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第13号）新旧対照表

改正後（案）	現行																																
（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>定員（人）</th></tr> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td><td><u>65</u></td></tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td><td><u>75</u></td></tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td><td>105</td></tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td><td>130</td></tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td><td>60</td></tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td><td>75</td></tr> </table> （利用の承諾） 第7条 条例第6条の利用申込みは、<u>瑞穂市放課後児童クラブ利用申込兼延長保育利用申込書（様式第1号）</u>及び状況証明書（様式第2号）にて行うものとする。 2 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、<u>瑞穂市放課後児童クラブ利用兼延長保育利用承諾（不承諾）通知書（様式第3号）</u>により、申込者に通知するものとする。 3 <u>前項に規定する利用の承諾を受けた児童の保護者等は、承諾を受け</u>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	<u>65</u>	本田小校区放課後児童クラブ	<u>75</u>	穂積小校区放課後児童クラブ	105	牛牧小校区放課後児童クラブ	130	西小校区放課後児童クラブ	50	中小校区放課後児童クラブ	60	南小校区放課後児童クラブ	75	（名称等） 第2条 瑞穂市放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）の名称及び定員は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>定員（人）</th></tr> <tr> <td>生津小校区放課後児童クラブ</td><td><u>60</u></td></tr> <tr> <td>本田小校区放課後児童クラブ</td><td><u>70</u></td></tr> <tr> <td>穂積小校区放課後児童クラブ</td><td>105</td></tr> <tr> <td>牛牧小校区放課後児童クラブ</td><td>130</td></tr> <tr> <td>西小校区放課後児童クラブ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>中小校区放課後児童クラブ</td><td>60</td></tr> <tr> <td>南小校区放課後児童クラブ</td><td>75</td></tr> </table> （利用の承諾） 第7条 条例第6条の利用申込みは、<u>瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書（様式第1号）</u>及び状況証明書（様式第2号）にて行うものとする。 2 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、<u>瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書（様式第3号）</u>により、申込者に通知するものとする。 3 <u>開設時間を延長して行う保育（以下「延長保育」という。）の利用</u>	名称	定員（人）	生津小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>	本田小校区放課後児童クラブ	<u>70</u>	穂積小校区放課後児童クラブ	105	牛牧小校区放課後児童クラブ	130	西小校区放課後児童クラブ	50	中小校区放課後児童クラブ	60	南小校区放課後児童クラブ	75
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	<u>65</u>																																
本田小校区放課後児童クラブ	<u>75</u>																																
穂積小校区放課後児童クラブ	105																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	130																																
西小校区放課後児童クラブ	50																																
中小校区放課後児童クラブ	60																																
南小校区放課後児童クラブ	75																																
名称	定員（人）																																
生津小校区放課後児童クラブ	<u>60</u>																																
本田小校区放課後児童クラブ	<u>70</u>																																
穂積小校区放課後児童クラブ	105																																
牛牧小校区放課後児童クラブ	130																																
西小校区放課後児童クラブ	50																																
中小校区放課後児童クラブ	60																																
南小校区放課後児童クラブ	75																																

た内容について変更が生じたときは、瑞穂市放課後児童クラブ利用変更申込兼延長保育利用変更申込書（様式第3号の2）により教育委員会に申込みを行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による利用変更の申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ利用変更件延長保育利用変更承諾（不承諾）通知書（様式第3号の3）により申込者に通知するものとする。

5 瑞穂市長（以下「市長」という。）は、教育委員会が第2項又は前項の規定により利用の承諾をした場合は、保育料及び延長保育料（以下単に「保育料」という。）を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書（様式第3号の4）により申込者に通知するものとする。

（利用の中止）

第11条 クラブを利用する児童が条例第5条に定める要件に該当しなくなった場合又は利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書（様式第7号）を教育委員会に届け出なければならない。

申込みは、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書（様式第3号の2）を添えて行うものとする。

4 教育委員会は、前項の規定による利用申込みがあった場合は、利用の可否を決定し、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書（様式第3号の4）により申込者に通知するものとする。

5 瑞穂市長（以下「市長」という。）は、教育委員会が第2項又は前項の規定により利用の承諾をした場合は、保育料又は延長保育料（以下単に「保育料」という。）を決定し瑞穂市放課後児童クラブ保育料決定（変更）兼納入通知書（様式第3号の5）により申込者に通知するものとする。

（利用の中止）

第11条 クラブを利用する児童が条例第5条に定める要件に該当しなくなった場合又は利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書（様式第7号）
_____を教育委員会に届け出なければならない。

2 延長保育の利用の中止を希望する場合は、当該児童の保護者等は、瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書（様式第8号）を教育委員会に届け出なければならない。

改正後（案）

（表）

年度瑞穂市放課後児童クラブ
利用申込兼延長保育利用申込書

受付印

瑞穂市教育委員会 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

● 申請者	申込日	年	月	日
住所 〒	電話番号（自宅） （ ） —			
保護者氏名	携帯電話（父） （ ） —			
⑤	携帯電話（母） （ ） —			

● 利用児童について

フリガナ	性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名	男・女	年 月 日生	____ 小学校 ____ 年生 (年4月1日時点)

● 利用期間及び利用時間について（該当する欄に○を記入）

期間	（ ）平日利用（ ____ 月から利用） （ ）長期休業期間のみ	利用	延長保育		
			なし 8時30分～ 18時00分	午前 7時30分～ 8時30分	午後 18時00分～ 19時00分
学年始休業期間	4月 日 ～ 4月 日				
4月	4月 日 ～ 4月 日				
5月	5月 日 ～ 5月 日				
6月	6月 日 ～ 6月 日				
7月	7月 日 ～ 7月 日				
夏季休業期間	7月 日 ～ 8月 日				
9月	9月 日 ～ 9月 日				
10月	10月 日 ～ 10月 日				
11月	11月 日 ～ 11月 日				
12月	12月 日 ～ 12月 日				
冬季休業期間	12月 日 ～ 1月 日				
1月	1月 日 ～ 1月 日				
2月	2月 日 ～ 2月 日				
3月	3月 日 ～ 3月 日				
学年末休業期間	3月 日 ～ 3月 日				

土曜利用 (平日利用の方のみ)		利用	なし	午前延長	午後延長
--------------------	--	----	----	------	------

（裏）

● 利用児童の家庭の状況（ 年4月1日時点）

※母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかた又は市民税が非課税のかたは、その旨を備考欄に記入してください。

利用児童の世帯員（利用児童を除く）	フリガナ	利用児童との続柄	性別	勤務先 (就学先)	学年 (.4/1 時点)	備考
	氏 名		男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
			男・女			
利用児童の様子 (記入内容は利用の優先 順位に影響しません)	アレルギーの有無	無・有 → アレルゲン【 (有と答えたかた → エビペンの処方 無・有)			身体障がい者手帳の有無	無・有
	発達障がいや 自閉症など	無・有・疑い【			療育手帳の有無	無・有

● お迎えについて

主に送迎する かたの氏名	続柄	お迎え時刻	時 分頃

● その他

放課後児童クラブで生活する上で配慮が必要な事項がありましたら記入してください。

※既往症、性格・行動など

現 行

様式第1号(第7条関係)
年度瑞穂市放課後児童クラブ利用申込書



市町村使用欄		
アクセス	保育料リスト	調定

○ 利用児童について

フリガナ		性別	児童の生年月日
児童氏名		男・女	年 月 日生

○ 利用するクラブについて

通学する 小学校	_____小学校____年生(_____年4月1日時点)	
利用期間について () 内に○か×を記入	()平日利用 (____月から利用) ※下記の土曜、長期休業日も選択	()長期のみ利用 ※下記の長期休業日も選択
	()土曜利用 (____月から利用) ()学年始休業日 (月 日から 月 日) ()夏季休業日 (月 日から 月 日) ()冬季休業日 (月 日から 月 日) ()学年末休業日 (月 日から 月 日)	()学年始休業日 (月 日から 月 日) ()夏季休業日 (月 日から 月 日) ()冬季休業日 (月 日から 月 日) ()学年末休業日 (月 日から 月 日)

○ 利用児童の家庭の状況(利用児童を除く)

利 用 児 童 の 世 帯 員	フリガナ	利用児童 との続柄	性別	勤務先 (就学先)	備考
	氏 名				
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		

利用児童の様子(既往症、行動上での習慣など指導員に知っておいてもらいたいこと)	
---	--

※母子若しくは父子世帯のかた、生活保護を受けているかた又は市民税が非課税のかたは、その旨を備考欄に記入してください。

上記のとおり瑞穂市放課後児童クラブを利用させたく申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されること、保護者会に対して保護者会活動に必要な最低限の個人情報を提供されることについて承諾します。

瑞穂市教育委員会 様

年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

氏 名(保護者氏名) _____ ㊞

電話番号 _____

緊 急① _____ ()

緊 急② _____ ()

改正後（案）

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用兼延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用及び延長保育の利用について、下記のとおり 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用	承 諾 ・ 不承諾	
備考		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

現 行

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用について、次のとおり利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日			年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名			
区分	承 諾	平 日	
		土曜日	
	不承諾	理 由	
備 考			

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

改正後（案）

様式第3号の2（第7条関係）

年度瑞穂市放課後児童クラブ 利用変更申込 兼 延長保育利用変更申込書

瑞穂市教育委員会 宛

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を変更させたく申し込みます。

● 申請者	変更申込日	年	月	日
住所 〒.....				
保護者氏名				

● 利用児童について			
フリガナ	性別	児童の生年月日	通学する小学校
児童氏名	男・女	年 月 日生	小学校 年生 (年 月 日時点)

● 利用期間及び利用時間について（該当する欄に○×を記入）						
期間	() 平日利用 (月 から利用・中止) () 長期休業期間のみ	利用 (○か×を記入)	延長保育			備 考
			延長なし 8時30分～ 18時00分	午前延長 7時30分～ 8時30分	午後延長 18時00分～ 19時00分	
学年始休業期間	4月 日 ～ 4月 日					
4月	4月 日 ～ 4月 日					
5月	5月 日 ～ 5月 日					
6月	6月 日 ～ 6月 日					
7月	7月 日 ～ 7月 日					
夏季休業期間	7月 日 ～ 8月 日					
9月	9月 日 ～ 9月 日					
10月	10月 日 ～ 10月 日					
11月	11月 日 ～ 11月 日					
12月	12月 日 ～ 12月 日					
冬季休業期間	12月 日 ～ 1月 日					
1月	1月 日 ～ 1月 日					
2月	2月 日 ～ 2月 日					
3月	3月 日 ～ 3月 日					
学年末休業期間	3月 日 ～ 3月 日					
土曜利用 (平日利用の方のみ)		利用	延長なし	午前延長	午後延長	

現 行

様式第3号の2（第7条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

保護者住所

保護者氏名

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用申込書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育を利用したいので申し込みます。なお、保育料決定に当たり利用児童の世帯員の課税資料及び利用申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されることについて承諾します。

記

利用児童氏名	年 月 日生 (小学校 年生)		
クラブ名	小校区放課後児童クラブ		
利用開始日	年 月 日		
利用期間 (利用を希望する 期間に○をつけ てください)		午前延長 (7時30分から8時30分)	午後延長 (18時から19時)
	平日		
	土曜日		
	学年始 休業日		
	夏季 休業日		
	冬季 休業日		
	学年末 休業日		
備考			

※延長保育は保育料に加え、延長保育料が発生します。詳細は利用案内をご覧ください

改正後（案）

様式第3号の3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ利用変更兼延長保育利用変更承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブの利用変更及び延長保育の利用変更について、下記のとおり 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童名及び生年月日	«	年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用	承 諾 ・ 不承諾	
備考		

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

現 行

様式第3号の4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長

印

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用承諾（不承諾）通知書

申込みがありました瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用について、次のとおり利用を 承 諾 ・ 不承諾 しますので通知します。

記

利用児童氏名及び生年月日			年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名			
延長保育利用期間			
区分	承 諾	平 日	
		土曜日	
	不承諾	理 由	
備 考			

この通知書について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として(瑞穂市教育委員会が被告の代表となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第11条関係）

改正後（案）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名

電話番号（ ）

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止兼延長保育利用中止届出書

次のとおり瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名	(小学校 年生)
生年月日	年 月 日生
クラブ名	小校区放課後児童クラブ
利用中止日 ・ 利用中止期間	() 平日利用 年 月 日以降中止 () 長期休業期間 学年始・夏期・冬期・学年末 以降全て中止
利用中止理由	
備考	

現 行

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名

電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブの利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	利用を中止する期間に×を、引き続き利用する期間には○をつけてください。 () 平 日 (月から利用中止) () 土曜日 (月から利用中止) 長期休業期間 () 学年始 () 夏季休業 () 冬季休業 () 学年末	
備考		

様式第 8 号 削除

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者住所

保護者氏名 印

電話番号

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育利用中止届出書

瑞穂市放課後児童クラブ延長保育の利用を中止しますので、届け出ます。

記

利用児童氏名 及び生年月日		年 月 日生 (小学校 年生)
クラブ名		
利用中止日	年 月 日	
利用中止理由		
利用期間	中止する期間に×を、引き続き利用する期間に○をつけてください。 午前延長 午後延長 平日利用 () () 土曜日 () () 学年始休業日 () () 夏季休業日 () () 冬季休業日 () () 学年末休業日 () ()	
備考		

議案第 6 号

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

巢南中学校体育館の卓球場を新たに開放することに伴い、瑞穂市教育委員会
規則の改正を行うもの。

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則（平成１５年瑞穂市教育委員会規則第２１号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「巣南中学校（運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場、ミーティング室）」を「巣南中学校（運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場、卓球場、ミーティング室）」に改める。

附 則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

次のとおり承認する。							

学校開放体育施設利用申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

登録番号

申請者 団 体 名

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。

利用に際しては社会教育法、瑞穂市立学校体育施設開放条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利 用 施 設 名

穂積中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場、卓球場)
穂積北中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場)
巢南中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場、卓球場、ミーティング室)
穂積小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)
本田小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)
牛牧小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)

生津小学校(運動場、体育館)
南小学校(運動場、体育館)
中小学校(運動場、体育館)
西小学校(運動場、体育館)

利 用 申 請 年 月 日

年 月 日 ()

午(前・後) 時 分～午(前・後) 時 分

利 用 目 的 及 び 行 事 内 容

利用
予定
人員

人

No. _____

発行日

/ /

印

連 絡

納入金額

¥

照 合

●使用料は、利用前に納入しなければならない。
●利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は、使用料の返還をする。

太線枠内のみ記入してください。

次のとおり承認する。							

学校開放体育施設利用申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 様

登録番号

申請者 団 体 名

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり利用を許可されるよう申請します。

利用に際しては社会教育法、瑞穂市立学校体育施設開放条例、同条例施行規則及び職員の指示事項を遵守します。

利 用 施 設 名

穂積中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場、卓球場)
穂積北中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場)
巢南中学校(運動場、体育館〈全・半面〉、柔道場、剣道場____、ミーティング室)
穂積小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)
本田小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)
牛牧小学校(運動場、体育館〈全・半面〉、ミーティング室)
生津小学校(運動場、体育館)
南小学校(運動場、体育館)
中小学校(運動場、体育館)
西小学校(運動場、体育館)

利 用 申 請 年 月 日

年 月 日 ()

午(前・後) 時 分～午(前・後) 時 分

利 用 目 的 及 び 行 事 内 容

利用
予定
人員

人

No. _____

発行日

/ /

印

連 絡

納入金額

¥

照 合

●使用料は、利用前に納入しなければならない。
●利用者の責めによらない理由又は利用日の前日までに利用許可を取り消した時は、使用料の返還をする。

太線枠内のみ記入してくだ

議案第 7 号

瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

瑞穂市保育所嘱託医（歯科医）に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条の規定により、保育所嘱託医（歯科医）を委嘱するもの。

保育所嘱託医（歯科医）一覧表

保育所名	科名	氏 名	任 期
本田第 1 保育所	歯科医	竹矢 良三	H30. 4. 1～H32. 3. 31
本田第 2 保育所	歯科医	長野 弘典	H30. 4. 1～H32. 3. 31
別府保育所	歯科医	広瀬 元士	H30. 4. 1～H32. 3. 31
穂積保育所 ※平成 30 年度限り	歯科医	江崎 肇	H30. 4. 1～H31. 3. 31
牛牧第 1 保育所	歯科医	伊東 裕治	H30. 4. 1～H32. 3. 31
牛牧第 2 保育所	歯科医	加藤 嗣泰	H30. 4. 1～H32. 3. 31
西保育・教育センター	歯科医	武内 尚博	H30. 4. 1～H32. 3. 31
中保育・教育センター	歯科医	北條 明光	H30. 4. 1～H32. 3. 31
南保育・教育センター	歯科医	辻 雅明	H30. 4. 1～H32. 3. 31

議案第 8 号

瑞穂市立牛牧第 2 保育所駐車場整備工事の計画について

瑞穂市立牛牧第 2 保育所駐車場整備工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市立牛牧第 2 保育所駐車場整備工事
- 2 実施期間 平成 30 年 4 月から平成 30 年 9 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市祖父江字伯母塚西 181 番 1、182 番 1
- 5 工事概要 駐車場整備（ $N = 38$ 台） $A = 980.45 \text{ m}^2$
 - ・路床盛土工 $V = 640 \text{ m}^3$
 - ・L 型擁壁工（ $H 1000$ ） $L = 18.7 \text{ m}$
 - ・PU3 型側溝工（ $300 * 300$ ） $L = 18.7 \text{ m}$
 - PU2 型側溝工（ $300 * 300$ ） $L = 98.6 \text{ m}$
 - ・表層工・路盤工 $A = 900 \text{ m}^2$
 - ・メッシュフェンス工（ $H 1500$ ） $L = 131.5 \text{ m}$
 - ・付帯工、撤去工 $N = 1$ 式
- 6 予 算 額 19,379 千円

平成 30 年 2 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

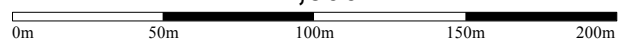
提案理由

園児送迎用及び職員駐車場の不足に伴い、駐車場整備を実施するもの。

位置図

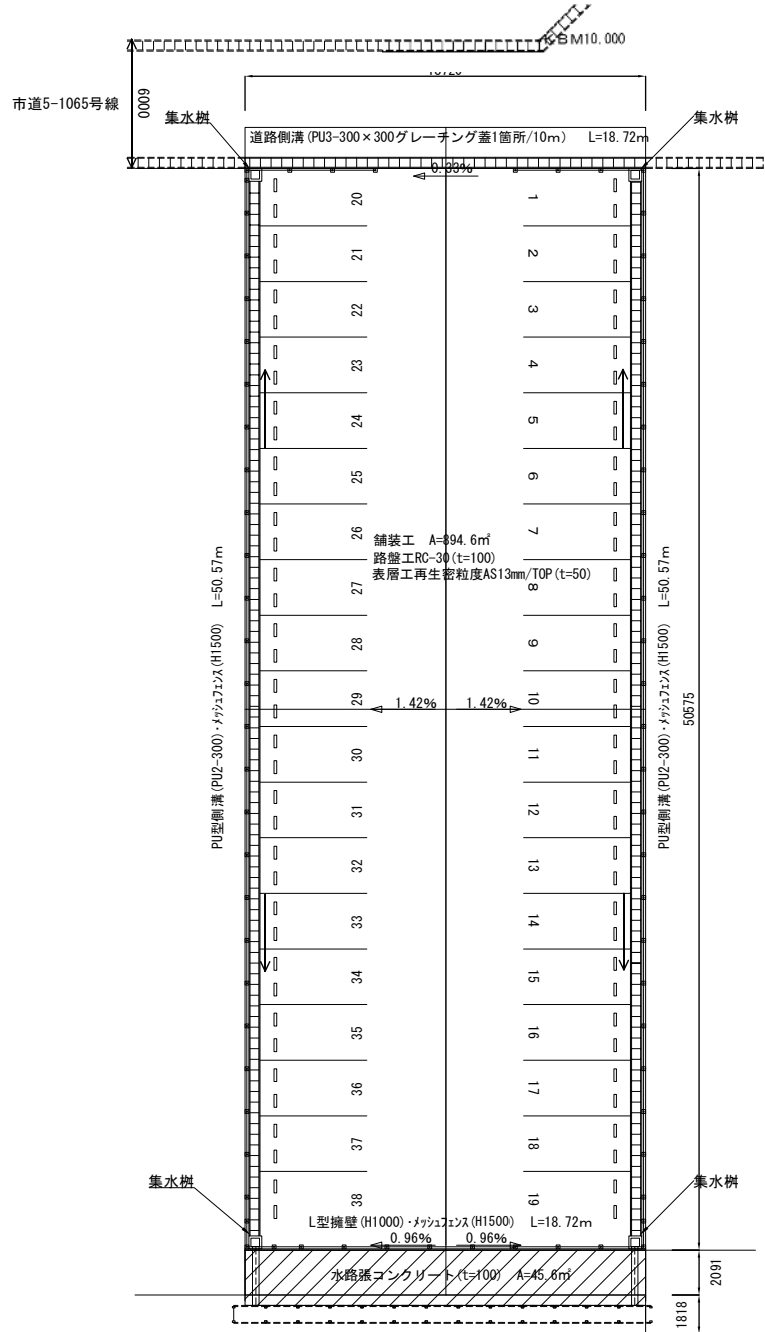


1/2,500

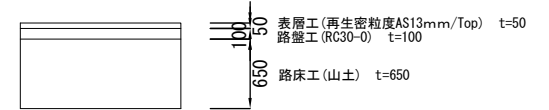


出力:平成29年6月21日

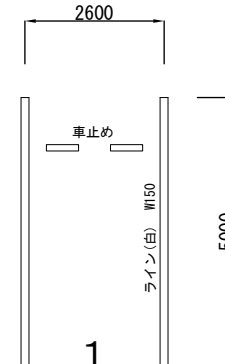
土地利用計画図 S=1:250



舗装構成 S=1:50



駐車場区画図 S=1:100



工 事 名	牛牧第2保育所駐車場整備工事		
路線・河川名等			
施 工 箇 所 名	瑞穂市祖父江字柏母塚西181番1・182番1 地内		
図 面 の 種 類	土 地 利 用 計 画 図		
縮 尺	図 示	図面番号	1
会 社 名			
事 務 所 名	瑞 穂 市 役 所		

議案第 9 号

瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について

瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

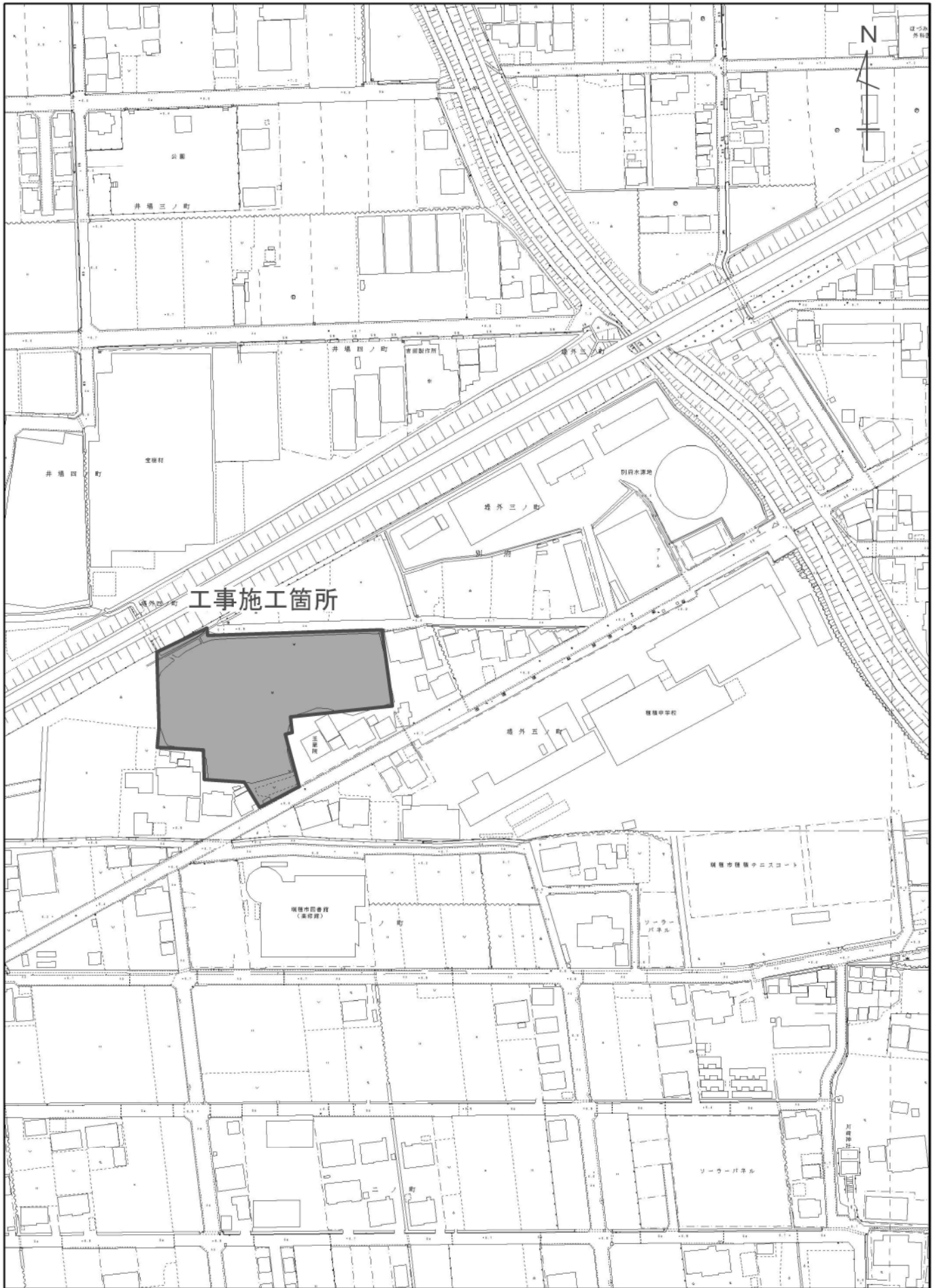
- 1 工 事 名 瑞穂市立穂積中学校テニスコート整備工事
- 2 実施期間 平成 30 年 5 月から平成 31 年 3 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市別府字堤外五ノ町 1 9 2 5 番 1 外 4 筆
- 5 工事概要 **【開発面積】** $A = 6,462 \text{ m}^2$
テニスコート用地 内 $A = 6,115 \text{ m}^2$
関連用地（道路） 内 $A = 347 \text{ m}^2$
【施設内設備】
テニスコート 5 面 $A = 3,901 \text{ m}^2$
・水飲み手洗い 2 箇所 日除け 3 箇所
クラブハウス 1 棟 $A = 65 \text{ m}^2$ （鉄筋コンクリート 1 階造）
・部室 2 トイレ
駐車場 $A = 734 \text{ m}^2$ （24 台）
- 6 予 算 額 281,710 千円
平成 30 年 2 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

常に安全で快適な学校環境を整えるため、平成 24 年度に用地取得を行った上記事業地においてテニスコート整備を実施するもの。

位置図



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

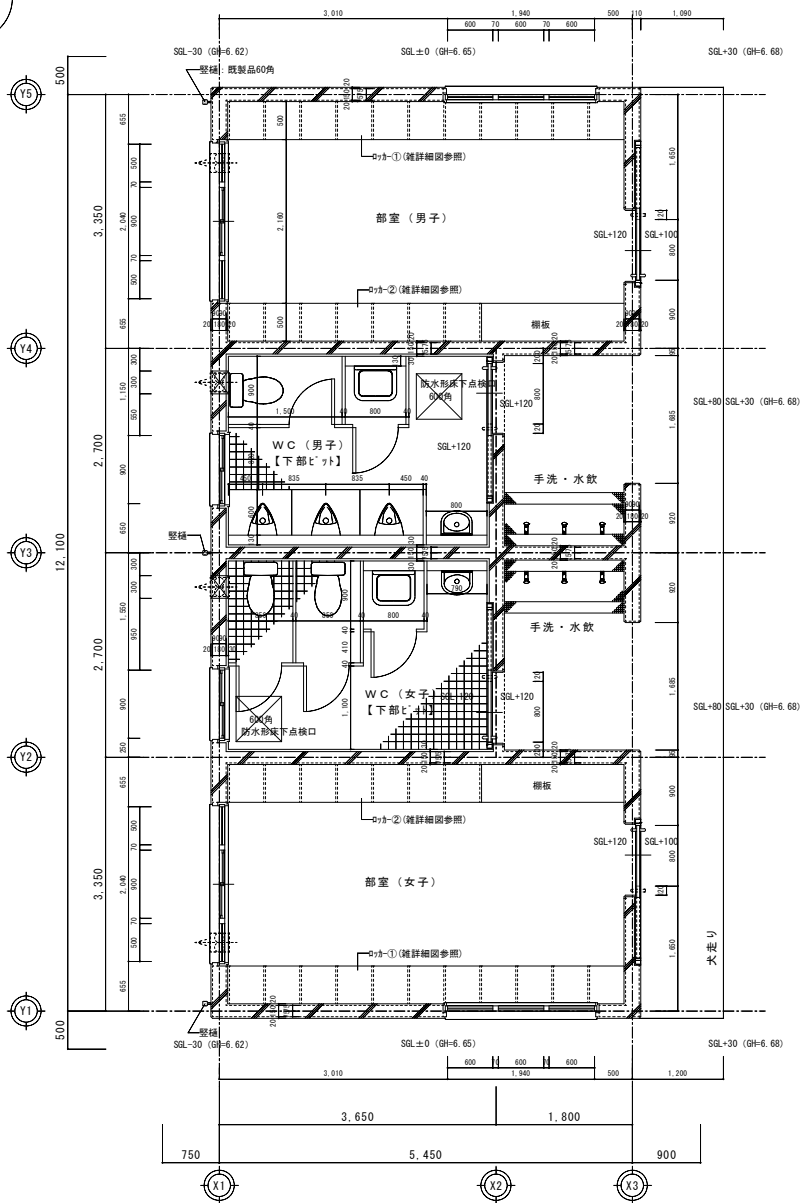
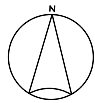
出力:平成30年2月6日

位置図

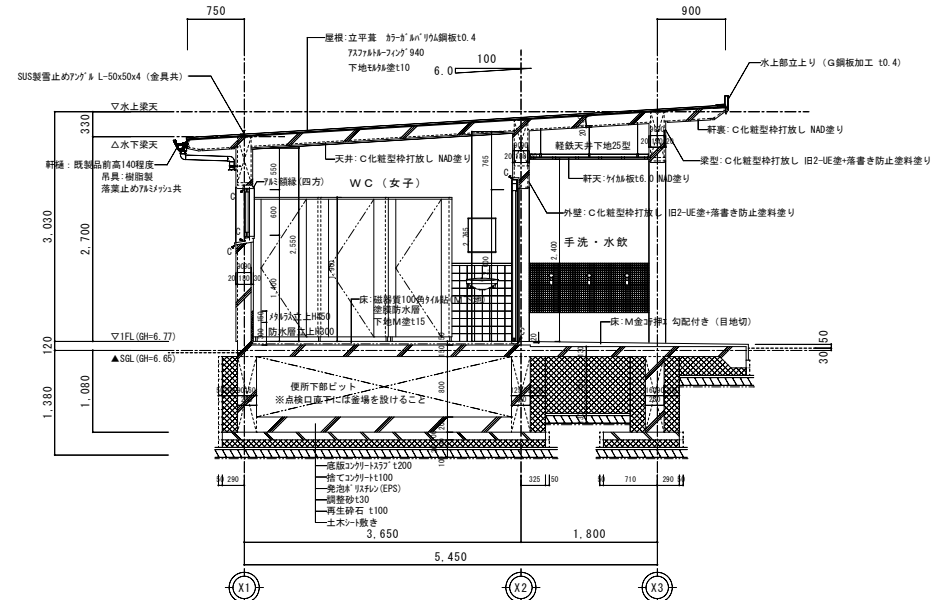
S=1 : 500



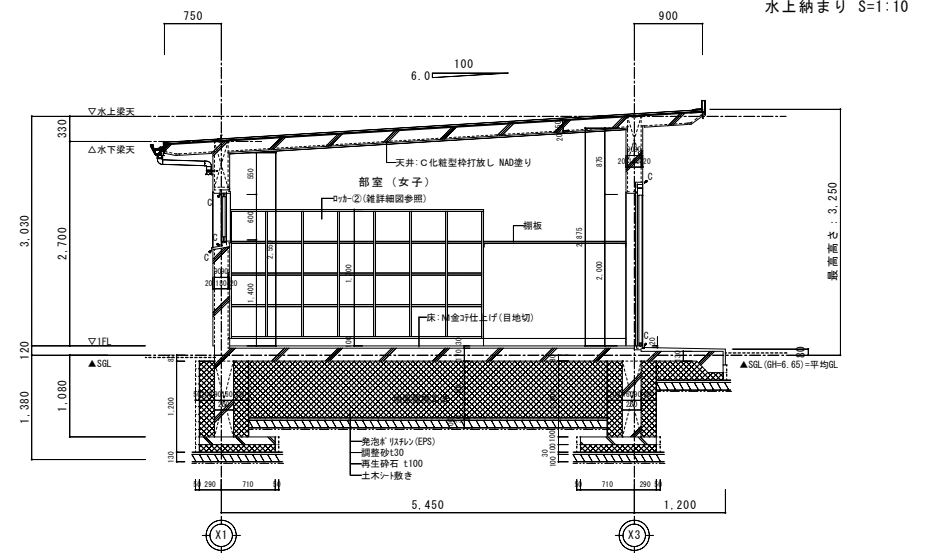
記 号	名 称	形 状 寸 法	単位	数 量	備 考
・-----	ネットポスト	ステンレス製（アルミ埋設管）	対	5	
	テニスライン工	強化ビニルラインテープ（白色）	面	5	
-----	テニスネット	ポリエチレン製	張	5	
	審判台	ステンレス製	台	5	
	日除け	アルミ製 片持式 4,000×2,474×h2,516	基	3	
=====	ベンチ	アルミ製 背付 1,700×400/540×h400/740	基	6	
	水飲み手洗い	コンクリート製 横水栓3個 人研ぎ仕上げ	基	2	
VU-10	排水管	VU管 φ100	m	2.2	



平面図 S=1:50



断面図 1 S=1:50



断面図 2 S=1:50

JOB TITLE

穂積中学校テニスコート整備工事

NOTE



株式会社 ダイナ建築設計

一級建築士事務所 岐阜県知事登録 第6325号

一級建築士大臣登録 第268009号
伊左治 万寿夫

DRAWING TITLE

平面図・断面図

SCALE

1/50

DRAWN

AKIRA.S

CHECKED

Isaji

DATE

2017.10.

DRAWING NO.

A-04

(A3出力時は70%縮小)

議案第 10 号

瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について

瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市立ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁改修工事
- 2 実施期間 平成 30 年 7 月から平成 30 年 10 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 瑞穂市只越 500 番
- 5 工事概要 造形室 $A = 230 \text{ m}^2$
 - ・屋根及び外壁改修（補修・塗装）、内部改修保育棟 B 棟 $A = 517 \text{ m}^2$
 - ・外壁改修（補修・塗装）管理棟 $A = 435 \text{ m}^2$
 - ・屋根改修（補修・塗装）
- 6 予 算 額 80,000 千円

平成 30 年 2 月 23 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

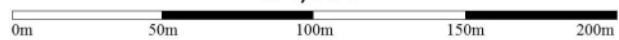
提案理由

常に安全で快適な環境を整えるため造形室の老朽化対策、園舎・管理棟外壁等の改修工事を行うもの。

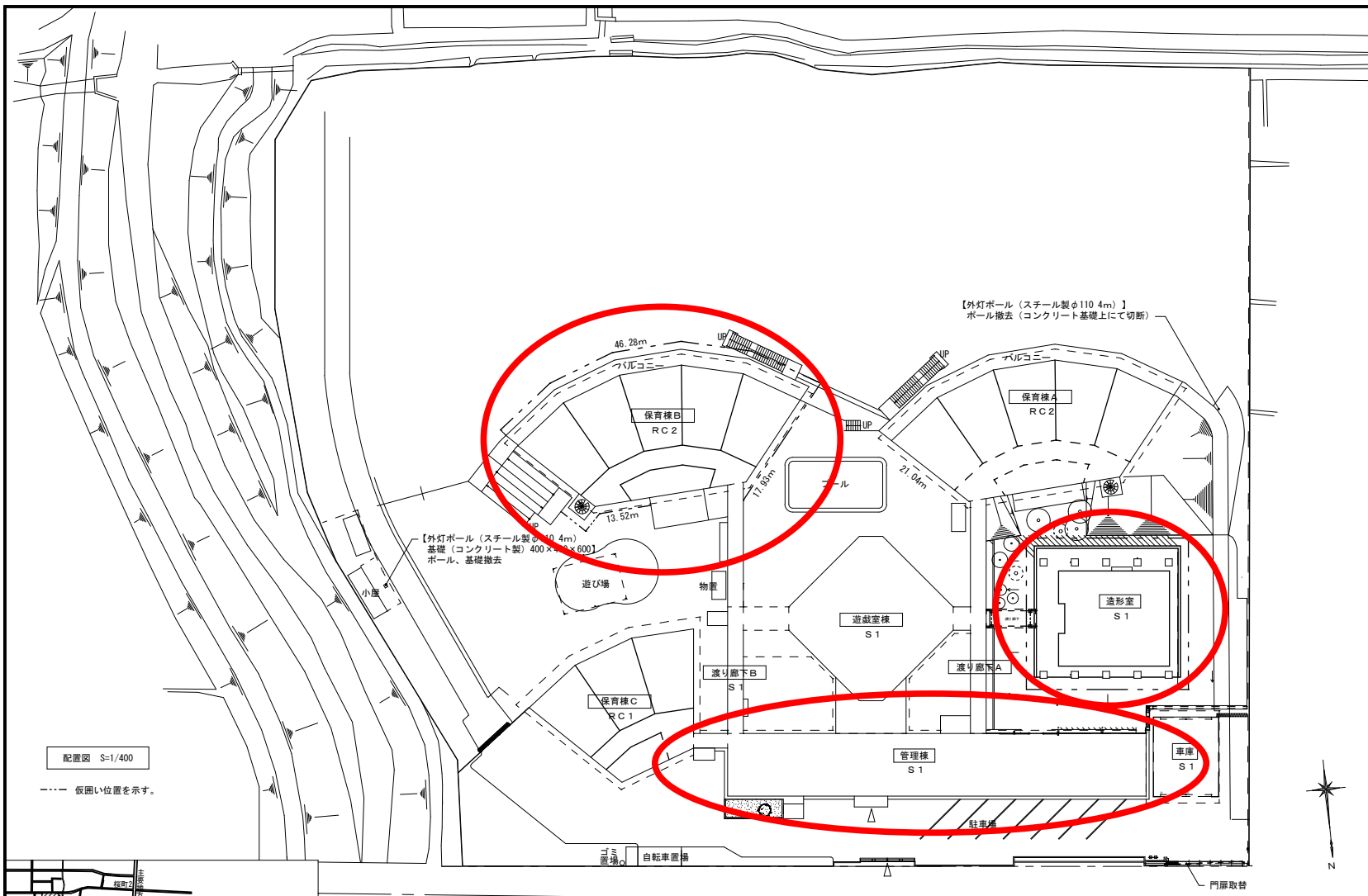
位置図



1/2,500

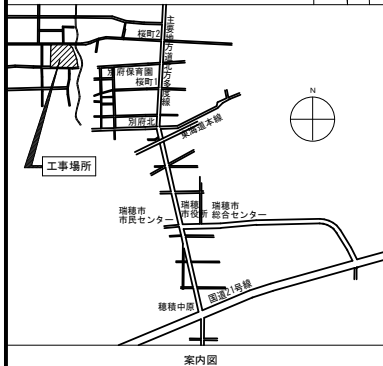


出力:平成30年2月6日



配置図 S=1/400

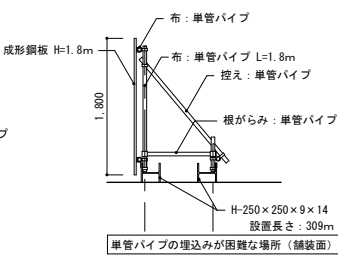
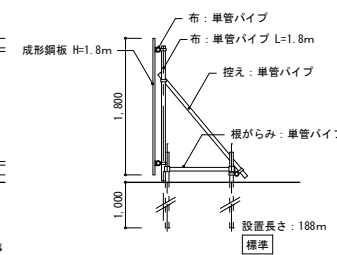
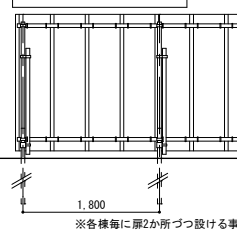
----- 仮囲い位置を示す。



案内図

建物面積表				対象面
棟別	構造	面積 m ²		
造形室	S 1	230.40		○
保育棟A	RC 2	517.32	1F: 86.25、2F: 431.07	○
保育棟B	RC 2	517.32	1F: 86.25、2F: 431.07	○
保育棟C	RC 1	266.29		
管理棟	S 1	435.55		○
車庫	S 1	83.83		
遊戯室棟	S 1	387.90		
渡り廊下A	S 1	66.37		
渡り廊下B	S 1	63.89		
自転車置き場	S 1	16.10		
計		2,584.97		

仮囲い詳細図 (参考) S=1/50



改修工事範囲			
1. 造形室	外部	屋根改修	
		軒天改修	
		外壁改修 (補修+塗装)	
	内部	内装改修	
		内部建具改修	
		掃除道具入れ設置	
		手洗い場改修	
		設備改修 (照明、空調機器、扇風機)	
	同上	非構造部材耐震化	
		(造形室備品は工事中、遊戯室に移設とする)	
3. 保育棟B	外部	庇見付改修、陸屋根部防水改修	
		外壁改修 (補修+塗装)	
		ピロティ外壁改修 (補修+塗装)	
		設備改修 (外部スピーカー)	
	同上	非構造部材耐震化	
5. 管理棟	外部	屋根防水改修	
7. その他	工作物等	北側 (車庫前) 敷地出入口門扉取替	
	外構等	廊下掲示板取替	
		設備改修 (外灯撤去)	
		渡り廊下A、Bスロープ部 両側手摺設置	

訂正日付	
2017. **	
2017. **	

図面は約70%縮小しています (A2→A3)

株式会社 浦野設計岐阜支社
URANO ARCHITECTS & ENGINEERS
一般建築士事務所 岐阜県知事登録 第10878号

管理技術者		担当者	
-------	--	-----	--

設計番号	P1607G	工事名称	(仮称) ほづみ幼稚園造形室及び園舎外壁等改修工事	図面種類	A
日付	2017.08.24	図面名称	案内図、配置図	縮尺	1/50、1/500
				図面番号	05

議案第 1 1 号

瑞穂市総合センターホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について

瑞穂市総合センターホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市総合センターホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事
- 2 実施期間 平成 3 0 年 4 月から 6 月（予定）
- 3 契約方法 一般競争入札（予定）
- 4 工事場所 総合センター 瑞穂市別府 1 2 8 3 番地
- 5 工事概要 総合センターホール棟の冷温水機及び冷却塔更新 N = 1 式
- 6 予 算 額 6 2, 7 8 1 千円

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

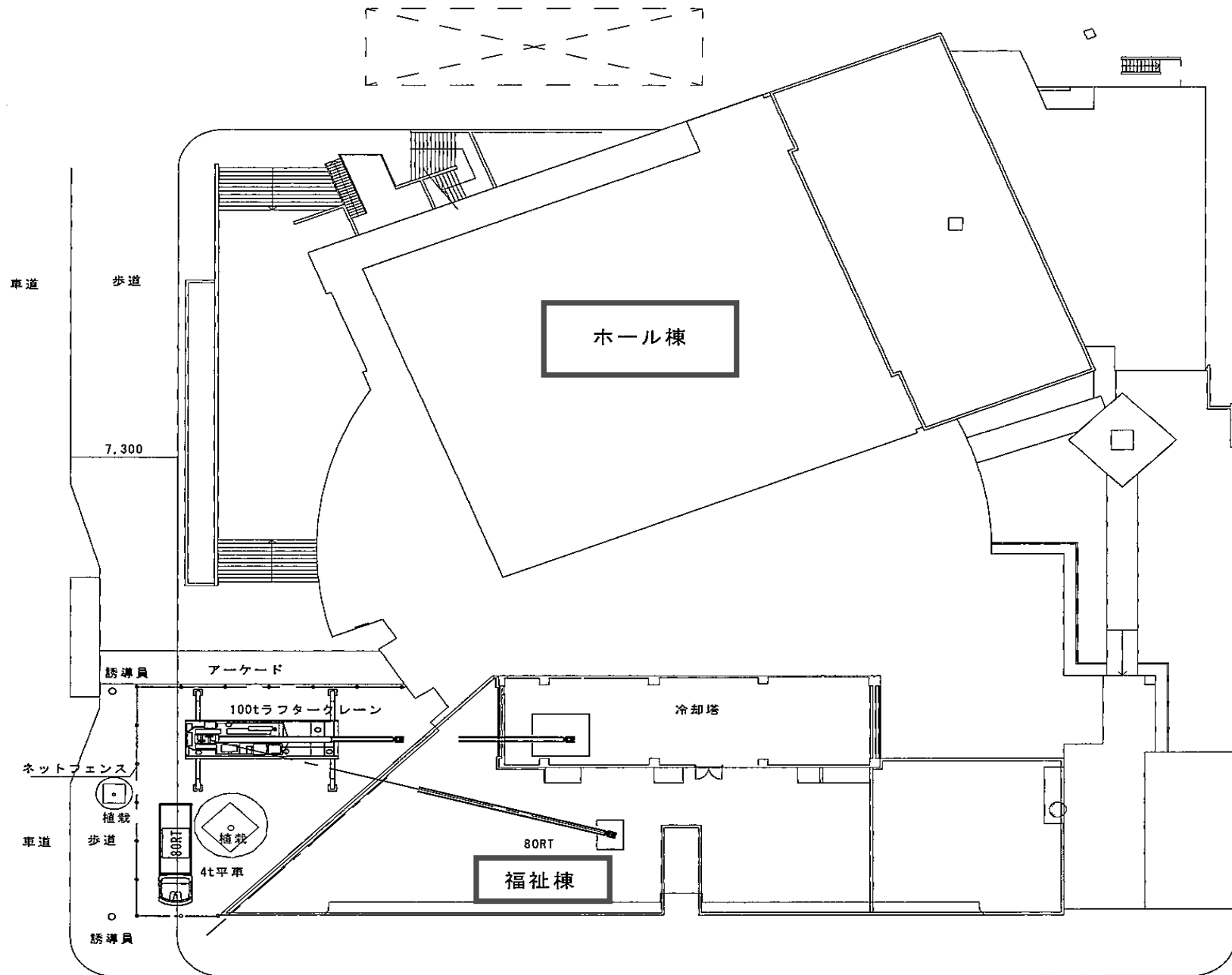
老朽化に伴い空調機器に不具合が生じており、貸館業務に影響をきたす恐れがあるため、生涯学習施設維持管理計画に基づき機器を更新するもの。

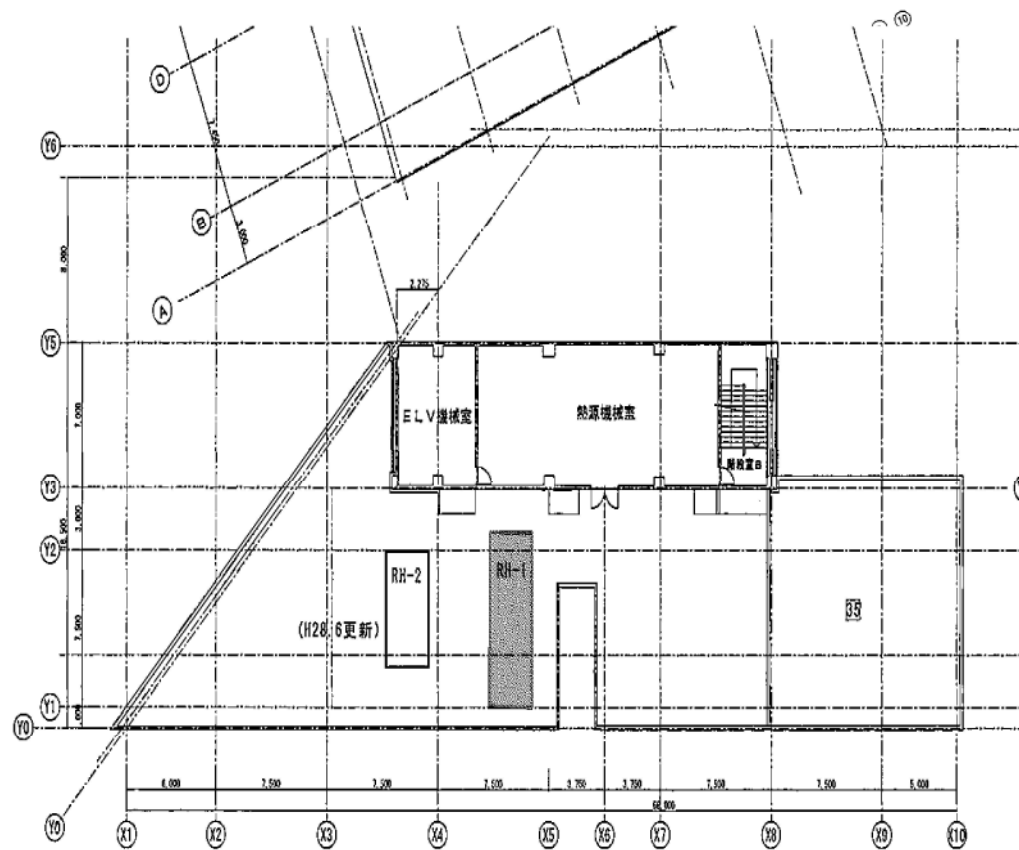
【工事明細】

工事名：瑞穂市総合センターホール棟冷温水発生機及び冷却塔取替工事

名称	形質	単位	数量	備考
冷温水発生機	CH-KZ240HU888	式	1	
冷却塔	CT-K240KLSD	式	1	
冷却塔受け鉄骨架台製作		式	1	
濃縮液回収		式	1	
レッカー		式	1	
既設機器撤去		式	1	
既設配管撤去		式	1	
機器据付		式	1	
配管材料		式	1	
配管作業		式	1	
保温作業		式	1	
配線作業		式	1	
計装工事		式	1	
産廃処分		式	1	
試運転調整		式	1	
足場養生		式	1	
機器運搬		式	1	
共通仮設		式	1	
現場管理費		式	1	
一般管理費		式	1	

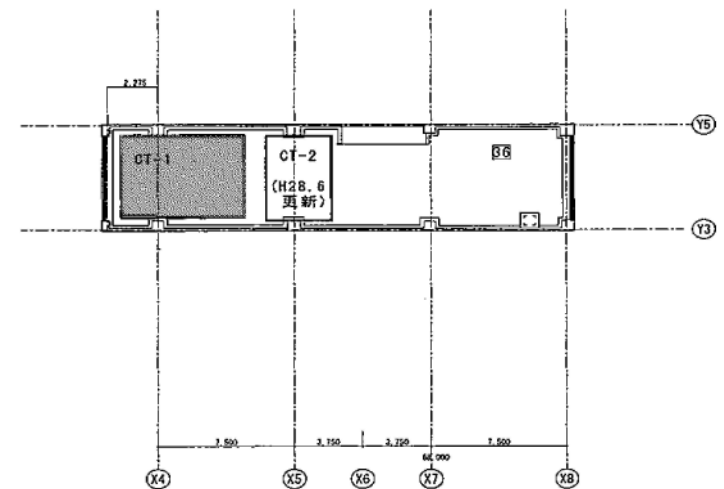
[総合センター]





器具表

記号	品名	品番	台数	備考
RH-1	吸収式冷温水発生機	CH-KZ240HU888	1	
CT-1	冷却塔	CT-K240KLS	1	
RH-2	吸収式冷温水発生機	CH-KZ140HU86	1	H28.6更新
CT-2	冷却塔	CT-K140KLS	1	H28.6更新



意見聴取

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成１５年
瑞穂市規則第４８号）の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、瑞
穂市教育委員会の意見を求める。

平成３０年２月２３日

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

「瑞穂市子どもの権利条例」の制定に向けて、瑞穂市子どもの権利条例制定
検討委員会における、専門的な意見を聴取するための専門委員を瑞穂市教育委
員会で選任できるよう、当該規則を改正する必要があるため、瑞穂市教育委員
会の意見を求めるもの。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成 15 年
瑞穂市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、第 1 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り
下げ、同項に第 1 号として次の 1 号を加える。

（１）教育委員会の所管に属する専門委員の設置に関すること。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則（平成15年瑞穂市規則第48号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（委任） 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会へ委任する。 <u>(1) 教育委員会の所管に属する専門委員の設置に関すること。</u> <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 <u>(6)</u> 略 2 略	（委任） 第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会へ委任する。 <u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略 2 略

意見聴取

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

平成30年2月23日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成30年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 1 1 号

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

市立穂積保育所が公私連携保育所型認定こども園として民間事業者による運営となるため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例

瑞穂市保育所条例（平成 15 年瑞穂市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表穂積保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂市保育所条例（平成15年瑞穂市条例第74号）新旧対照表

改正後（案）		現行	
（名称及び位置）		（名称及び位置）	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
本田第1保育所	瑞穂市本田1915番地	本田第1保育所	瑞穂市本田1915番地
本田第2保育所	瑞穂市只越387番地	本田第2保育所	瑞穂市只越387番地
別府保育所	瑞穂市別府144番地1	別府保育所	瑞穂市別府144番地1
		<u>穂積保育所</u>	<u>瑞穂市穂積966番地1</u>
牛牧第1保育所	瑞穂市牛牧1246番地1	牛牧第1保育所	瑞穂市牛牧1246番地1
牛牧第2保育所	瑞穂市祖父江170番地	牛牧第2保育所	瑞穂市祖父江170番地
西保育・教育センター	瑞穂市居倉177番地1	西保育・教育センター	瑞穂市居倉177番地1
中保育・教育センター	瑞穂市美江寺223番地	中保育・教育センター	瑞穂市美江寺223番地
南保育・教育センター	瑞穂市古橋1129番地1	南保育・教育センター	瑞穂市古橋1129番地1

意見聴取

瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成３０年２月２３日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

平成３０年第１回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 10 号

瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 28 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

巢南中学校体育館の卓球場を新たに開放するため、市条例の改正を行うもの。

瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例

瑞穂市立学校体育施設開放条例（平成１５年瑞穂市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

別表巢南中学校の部体育館の款剣道場の項の次に次のように加える。

卓球場	300	600	600	800	2,300
-----	-----	-----	-----	-----	-------

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

瑞穂市立学校体育施設開放条例（平成 15 年瑞穂市条例第 64 号）新旧対照表

改正後（案）								現行									
別表（第10条関係）								別表（第10条関係）									
区分				午前6時 30分か ら午前8 時30分 まで	午前9時 から午 後0時30 分まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後9時30 分まで	全日	区分				午前6時 30分か ら午前8 時30分 まで	午前9時 から午 後0時30 分まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後9時30 分まで	全日
穂積中 学校	運動場			円 300	円 600	円 600	円 3,500	円 5,000	穂積中 学校	運動場			円 300	円 600	円 600	円 3,500	円 5,000
	体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500		体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
			片面	300	600	600	800	2,300				片面	300	600	600	800	2,300
		柔道場		300	600	600	800	2,300			柔道場		300	600	600	800	2,300
		剣道場		300	600	600	800	2,300			剣道場		300	600	600	800	2,300
		卓球場		300	600	600	800	2,300			卓球場		300	600	600	800	2,300
	穂積北 中学校	運動場			300	600	600	3,500		5,000	穂積北 中学校	運動場			300	600	600
中学校	体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500	中学校	体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
			片面	300	600	600	800	2,300				片面	300	600	600	800	2,300
		柔道場		300	600	600	800	2,300			柔道場		300	600	600	800	2,300
		剣道場		300	600	600	800	2,300			剣道場		300	600	600	800	2,300
巢南中 学校	運動場			300	600	600	3,500	5,000	巢南中 学校	運動場			300	600	600	3,500	5,000
	体育館	アリー	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500		体育館	アリー	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500

		ナ	半面	300	600	600	800	2,300
		柔道場		300	600	600	800	2,300
		剣道場		300	600	600	800	2,300
		卓球場		300	600	600	800	2,300
		ミーテ ィング 室	1室	300	600	600	700	2,200
穂積小	運動場			300	600	600	—	1,500
学校	体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
			半面	300	600	600	800	2,300
		ミーテ ィング 室	1室	300	600	600	700	2,200
西小学	運動場			300	600	600	—	1,500
校	体育館	アリーナ		300	600	600	800	2,300

備考

- 1 開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日

		ナ	半面	300	600	600	800	2,300
		柔道場		300	600	600	800	2,300
		剣道場		300	600	600	800	2,300
		ミーテ ィング 室	1室	300	600	600	700	2,200
穂積小	運動場			300	600	600	—	1,500
学校	体育館	アリー ナ	全面	600	1,200	1,200	1,500	4,500
			半面	300	600	600	800	2,300
		ミーテ ィング 室	1室	300	600	600	700	2,200
西小学	運動場			300	600	600	—	1,500
校	体育館	アリーナ		300	600	600	800	2,300

備考

- 1 開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。
- 2 この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日

に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

意見聴取

財産（土地）の使用貸借について

次のとおり財産（土地）の使用貸借契約を締結したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２９条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。

平成３０年２月２３日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市保育所整備計画に基づき、平成３１年度から市立穂積保育所を公私連携保育所型認定こども園として社会福祉法人に移管するに当たり、土地を無償貸与することについて、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

議案第 3 号

財産（土地）の使用貸借について

次のとおり財産（土地）の使用貸借契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 28 日提出

瑞穂市長 棚 橋 敏 明

提案理由

瑞穂市保育所整備計画に基づき、平成 31 年度から市立穂積保育所を公私連携保育所型認定こども園として社会福祉法人に移管するに当たり、土地を無償貸与することについて、議会の議決を求めるもの。

財産（土地）の使用貸借について

1 使用貸借の目的

平成31年度から公私連携保育所型認定こども園として当該施設の運営法人となる、社会福祉法人慈雲学舎に無償で使用させるもの

2 使用貸借する土地の表示及び面積

瑞穂市穂積字野口966番1 宅地 3,674.75平方メートル

瑞穂市穂積字野口1001番8 雑種地 495平方メートル

3 使用貸借する相手方

岐阜県羽島市正木町新井348番地

社会福祉法人 慈雲学舎

理事長 吉田 顯成

4 使用貸借する期間

平成30年（2018年）4月1日から平成40年（2028年）3月31日までとする。ただし、契約期間満了時については、市と社会福祉法人慈雲学舎の協議により再契約することができるものとする。

【財産（穂積保育所の土地）の使用について】

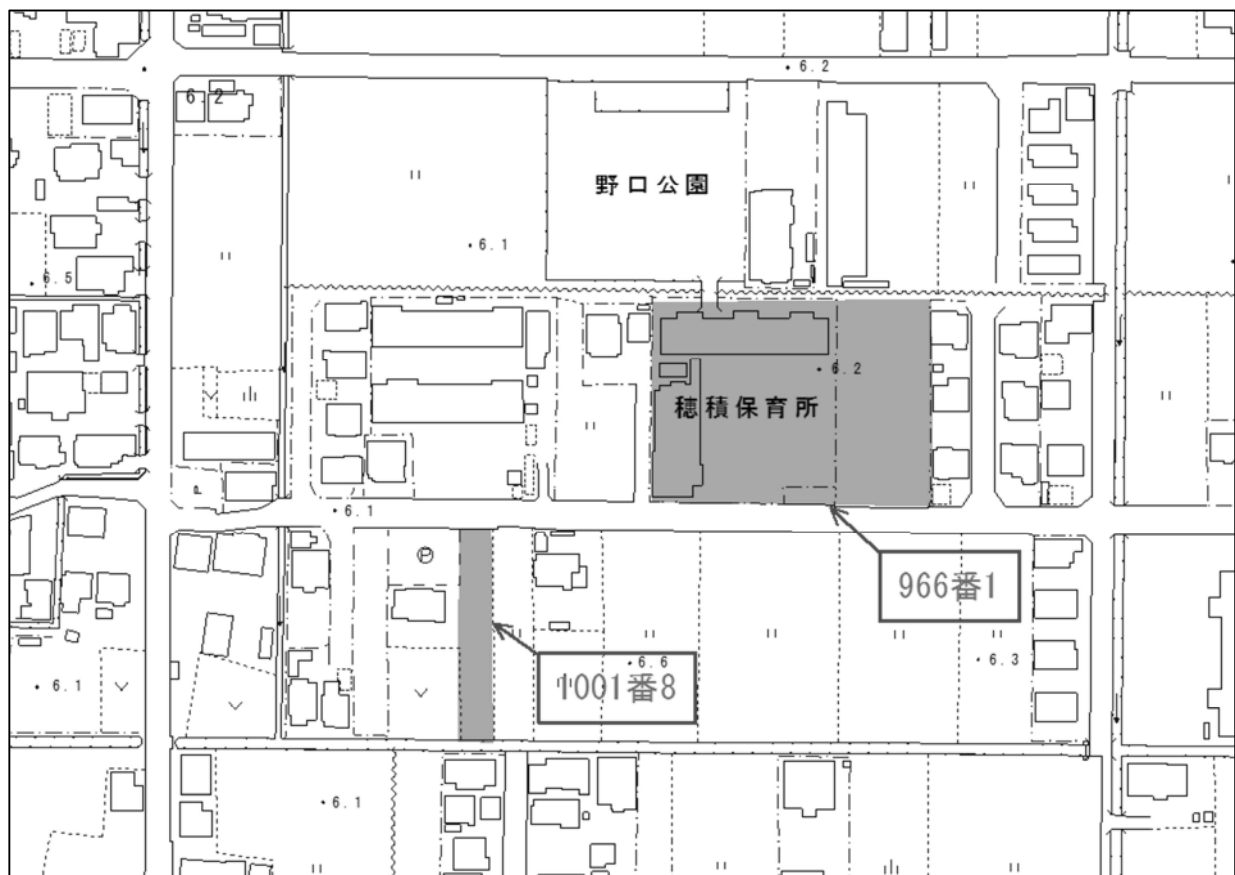
平成31年4月1日から、公私連携保育所型認定こども園が開園されるに当たり、運営法人である（福）慈雲学舎に、下記土地を無償貸与します。

記

1 土 地

所 在	地 番	地 目	公簿面積
瑞穂市穂積字野口	9 6 6 番 1	宅地	3 6 7 4 . 7 5 m ²
瑞穂市穂積字野口	1 0 0 1 番 8	雑種地	4 9 5 m ²

2 位置図



3 相 手 方 : 岐阜県羽島市正木町新井348番地
社会福祉法人 慈雲学舎
理事長 吉田 顯成

4 無償貸与の期間 : 平成30年(2018年)4月1日
～ 平成40年(2028年)3月31日

5 無償貸与の理由 : 公私連携保育所型認定こども園の開園のため、公私連携保育所型認定こども園設置に関する協定書に基づき無償貸与するもの

6 園舎建設(開園)に向けての主なスケジュール

- | | | |
|------|-----------------|---|
| (1) | 平成30年2月23日 | 市教育委員会定例会に協定内容に係る議案上程
⇒ 財産(土地)の使用貸借について
※その他、意見聴取として、保育所条例の一部改正、
新年度予算 園舎建設補助金 |
| (2) | 〃 2月28日 | 市議会定例会に協定内容に係る議案上程
⇒ 財産(土地)の使用貸借について
※その他、審議議案として、保育所条例の一部改正、
新年度予算 園舎建設補助金 |
| (3) | 〃 3月20日
(予定) | 公私連携保育所型認定こども園設置に関する協定書
及び土地使用貸借契約書の締結
※財産(土地)の使用貸借についての議案可決後 |
| (4) | 〃 4月 | 園舎建設補助金申請 |
| (5) | 〃 4月下旬 | 仮園舎完成(既存園舎⇒仮園舎へ引越し) |
| (6) | 〃 5月 | 既存園舎取り壊し |
| (7) | 〃 7月下旬 | 園舎建設補助金交付決定
⇒入札手続き開始 |
| (8) | 〃 8月 | 新園舎建設工事着工予定
〃 〃 入園説明会(新規入園者の募集) |
| (9) | 平成31年3月 | 新園舎完成予定 |
| (10) | 〃 4月 | 公私連携保育所型認定こども園として開園
(仮称)ほづみの森こども園 |
| (11) | 〃 5月(予定) | 仮園舎撤去後にグラウンド・駐車場整備 |